

押土作業中ブルドーザーと ともに地上掘削より転落



発生状況

本工事は、全長360mにわたる道路の新設のため、地山掘削工事、植生ネット張工事、管渠工事、下層路盤工事等を行うもので、被災者の所属するA社は、このうち地山掘削、法面整形、掘削土の道路予定地への運搬、土砂転圧等を請け負った二次下請であった。

なお、元請の現場所長は、他の2現場の所長を兼任しており、災害発生現場には常駐していなかった。

災害発生箇所は、高さ24mの地山で、45°の勾配で掘削し、掘削面の途中には、幅1.5mの段を高さ5mおきに4段設ける計画であった。

A社は災害発生日の一週間程前に、ブル・ドーザー1台及びドラグ・ショベル2台を現場に搬入し、2日前から地山掘削作業を開始した。作業は、ドラグ・ショベルにて地山掘削及び法面整形を行い、ブル・ドーザーにて掘削土砂を押し出し、北側斜面下に落ちた土砂をドラグ・ショベルで不整地運搬車に積込み、搬出するものであった。

災害発生当日は、高さ19mのところまで掘削が進んでおり、ドラグ・ショベル及びブル・ドーザーの稼働スペースは南北方向が約24.5m、東西方向が約12.5mとなっており、南端が約7.8m、北端が約7.2mの幅でそれぞれのその下は勾配40°及び45°となっていた。

当日、被災者ら3名は元請の現場監督と打合せをした後、作業に取りかかった。まず、被災者がブル・ドーザーで土砂を掘削場所の南端から北端方向へ押し出して北側斜面下へ落とした。この作業を一担中止した後、もう一人の作業者がドラグ・ショベルにより法面掘削を始めたが、この間に被災者はブル・ドーザーを南端まで後退させ停止させた。

しばらくして、ブル・ドーザーの姿が見えないのに気付き、捜したところ、南端より約10m下の斜面に転落しているのを発見した。被災者は車体と転落した際折れ曲がったヘッドガードの間に挟まれており、救出されたものの病院で死亡した。

原因

1. 掘削作業場南端の地山が崩壊したこと。
2. ブル・ドーザーが後退して、掘削作業場の端に近づきすぎたこと。
3. 掘削作業場の端の地山が崩壊し、ブル・ドーザーが転落する危険があったにもかかわらず誘導者を配置していなかったこと。

対策

1. 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により作業者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者

を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させること。

2. 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ適切な作業計画を定めその作業計画により作業を行うこと。

| | | |
|-------------------------------|-------------------|--------------------|
| 業種 | 道路建設工事業 | |
| 事業場規模 | - | |
| 機械設備・有害物質の種類 (起因物) | 整地・運搬・積込み用機械 | |
| 災害の種類(事故の型) | 墜落、転落 | |
| 建設業のみ | 工事の種類 | 道路建設工事 |
| | 災害の種類 | ブルドーザー等 |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 不休者数：- | 休業者数：- 行方不明者数：- |
| 発生要因(物) | | |
| 発生要因(人) | | |
| 発生要因(管理) | | |

NO.967